

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		長の解職請求代表者の証明書の交付		
根拠法令及び条項		地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 116 条		
所 管 部 課 名		選挙管理委員会事務局		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 81 条第 1 項 ・ 地方自治法施行令第 91 条～第 98 条の 3		
	基 準	地方自治法施行令第 91 条～第 98 条の 3、第 116 条に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				